

令和6年2月29日

## 応急仮設木造住宅建設就労者の CCUS 技能者登録について

登録を希望される方は以下のとおり申請してください。

### 記

#### 1. CCUS 技能者登録に関する基本的な方針・対応策

- ・就労者の CCUS 登録は義務付けない。
- ・ただし CCUS 登録希望者に対しては、全建総連が認定登録機関を臨時開設し支援する。
- ・対象者は今回の就労者のみとする。
- ・登録料 4,900 円（詳細型のみ）は登録者本人の負担とする。ただし県連から 2,000 円の助成がある。
- ・CCUS の登録は事業者登録と技能者登録があり、今回の技能者登録にあたっては主幹事工務店のタカノホームが事業者登録し、その下に各就労者が技能者として登録する。
- ・したがって仮設住宅建設終了後、事業者登録を本来の事業者にする場合は、変更の手続きが必要となる。

#### 2. 登録に必要な書類・写真等

本来、多くの情報提供が必要であるが、今回は緊急時であり、登録者の氏名等のみを申請書に記載し提出する。

- (1) 技能者情報登録申請書 (1 / 10 枚目) (別添)
- (2) // (2 / 10 枚目) (別添)
- (3) // (9 / 10 枚目) (別添) 前回掲載から追加
- (4) 顔写真 (撮影 6 カ月以内 カラー ｸﾞﾗｲﾝﾄﾞ 45 ｺﾞ 35 mm)  
\*スマホ等による撮影データでも可だが、可能な限り事前に準備し持参する
- (4) 登録料の払込受領書等
- (5) 運転免許書の写し
- (6) 健康保険書の写し 前回掲載から追加

#### 3. 登録申請

上記 2 の書類等、データを現場に持参し、全建総連事務局に提出し登録を行なう。

なお (1) (2) (3) (5) (6) は現地に行く前に事前に準備し、持参する。

(4) は振込用紙が事前に準備できないため、現地で全建総連事務局よりもらい受け、コンビニで支払い後、他の様式等と併せて、事務局に提出する。

以上